

# 勝部自治会義勇消防隊規約

## 第1章 総則

第1条 本隊は、勝部義勇消防隊と称する。（以下「本隊」という。）

第2条 本隊の事務所は、住吉会館内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本隊は、勝部自治会における災害の予防に努め、防災の為の技能、技術を習得し、災害発生の際には統制ある初期消火活動の実施はもとより、災害による被害の防止及び軽減を図り、もって地域住民の安全を図ることを目的とする。

## 第3章 組織

第4条 本隊の隊員は、勝部自治会の会員である男子で自治会長が委嘱する。

第5条 本隊は、勝部自治会にある世帯をもって構成し、地域より選出された者、消防活動の経験者、及び自治会長の要請に応じた者によって編成する。

## 第4章 役員と任務

第6条 本隊は、次の役員を置く。

- |         |    |         |     |
|---------|----|---------|-----|
| (1) 総隊長 | 1名 | (3) 副隊長 | 2名  |
| (2) 隊長  | 1名 | (4) 班長  | 若干名 |

第7条 本隊の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 総隊長は自治会がその任にあたり、勝部義勇消防隊を掌握し本隊を総括する。
- (2) 隊長は本隊を、指揮し、監督する。
- (3) 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、これを代行する。
- (4) 班長は隊長の指示を受け、隊員の指揮をする。

## 第5章 役員選出と任期

第8条 本隊の役員選出は次の通りとする。

- (1) 役員は隊員の互選によりする。但し、総隊長は除く。

第9条 隊員及び役員の任期

- (1) 隊員の任期は2年とし、欠員が生じた場合は必ず補充する。但し、再任は妨げない。
- (2) 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (3) 役員に欠員が生じ、新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 服装

第10章 服装は、自治会より貸与するヘルメット、刺し子(ハッピー)・軍手(白)、ゴム靴を着用する。

- (1) 貸与したヘルメット・刺し子(ハッピー)は任期満了時に、自治会に返却するものとする。

## 第7章 総会

第11条 1、隊の総会は年1回開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。

- 2、総会は、隊長が招集する。
- 3、総会の隊長は、長をもってあてる。
- 4、総会は、次の係る事項について審議し出席者の過半数によって決議し、可否同数の時は、議長がこれを決議する。

- (1) 役員改選。
- (2) 訓練活動計画。
- (3) その他本隊の活動運営上必要な事項。

## 第8章 事業及び活動

第12条 本隊は、次の事業及び活動を行う。

(1)原則として毎月第1日曜日を防災活動日と定め、事業及び次の活動を行う。

イ、消化ボックス・消火器具の保守点検。

ロ、防災機器の取扱い習得。

ハ、軽可搬ポンプの使用法習得。

ニ、消火栓使用法習得。

ホ、土のう等の点検。

ヘ、水害時の出動。

ト、町内各所の戸板の点検。

チ、公の実施する防災行事等に積極的に参加する。

(2)その他、第3条の目的達成のため総隊長が必要と認めた事業。

( 付 則 )

この隊の運営及び指導等について助言する者を置くことができる。

この規約は、平成13年10月1日より施行する。

※平成16年4月17日 一部改訂（第6条・第10条・第11条）

※平成17年4月1日 一部改訂（第5条）